

令和 6 年度 自己評価書

令和 7 年 6 月

独立行政法人空港周辺整備機構

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ④	契約の適正化・調達合理化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	④契約の適正化・調達 の合理化 「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につい て」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を 踏まえ、引き続き、契 約の適正化を推進し、 公正かつ透明な調達 手続による、適切で迅 速かつ効果的な調達 を実現する観点から、 機構内の推進体制を 整備し、外部有識者等 による契約監視委員 会を活用するととも に、毎年度「調達等合 理化計画」を策定・公 表し、年度終了後、実 施状況について評価・ 公表を行うこと。ま た、一般競争入札等を 原則としつつも、随意 契約によることがで きる事由を会計規程 等において明確化し、 公正性・透明性を確保 しつつ合理的な調達 を実施すること。	④契約の適正化・調達 の合理化 「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につい て」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を 踏まえ、引き続き、契 約の適正化を推進し、 公正かつ透明な調達 手続による、適切で迅 速かつ効果的な調達 を実現する観点から、 機構内の推進体制を 整備し、外部有識者等 による契約監視委員 会を活用するととも に、毎年度「調達等合 理化計画」を策定・公 表し、年度終了後、実 施状況について評価・ 公表を行う。 また、一般競争入札 等を原則としつつも、 随意契約によること ができる事由を明確 化した会計規程等を 遵守し、公正性・透 明性を確保しつつ合 理的な調達を実施す る。なお、新たに競 争性のない随意契約 を締結する全ての案 件について、機構内 に設置する入札及び 契約事項審査会によ る事前点検を行う。	④契約の適正化・調達 の合理化 「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につい て」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を 踏まえ、引き続き、契 約の適正化を推進し、 公正かつ透明な調達 手続による適切で迅 速かつ効果的な調達 を実現する観点から、 機構内の推進体制を 整備し、外部有識者 等による契約監視委 員会を活用するととも に、「令和 6 年度調達 等合理化計画」を策 定・公表し、年度終 了後、実施状況につ いて評価・公表を行う。 また、一般競争入札 等を原則としつつも、 随意契約によること ができる事由を明確 化した会計規程等を 遵守し、公正性・透 明性を確保しつつ合 理的な調達を実施す る。なお、新たに競 争性のない随意契約 を締結する全ての案 件について、機構内 に設置する入札及び 契約事項審査会によ る事前点検を行う。 調達等合理化計画 においては、一般競 争入札等の競争性の ある契約について、 これまでの取組の効 果検証を進めつつ、 仕様書や、入札説明 書、入札参加資格要 件等の継続的な見直 しを実施し、競争性 ・透明性が確保され よう取り組む。	＜主な指標等＞ ■重点的に取り組む分野 1. 施工箇所等の取りま とめ 2. 仕様書、入札説明書、 入札参加資格要件及び公 告期間の継続的見直し 3. 建設工事の発注にお ける余裕期間制度の活用 4. 建設工事における技 術者配置要件の緩和 5. 測量及び設計業務に おける技術者要件の緩和 6. 建設業界紙への入札 公告情報掲載依頼の改善 7. 「調達等合理化計画」 にない新たな取組 ■調達に関するガバナ ンスの徹底 1. 随意契約に関する内部 統制の確立 ＜該当案件 100%点検を 実施＞ 2. 不祥事の発生の未然防 止のための取組＜内部統 制委員会、コンプライア ンス委員会、リスク管理 委員会をそれぞれ 3 回以 上開催＞	＜主要な業務実績＞ ■重点的に取り組む分野 〔(1). 施工箇所等の取りま とめ〕 同業種の工事や業務委託等につ いては、発注時期を勘案した上で、 施工箇所が複数に点在していても 関係者に不利益とならない範囲で 一括発注とすることにより合理的な 調達実施に取り組んだ。なお、一 括発注の判断は、発注課において 検討した結果を、入札及び契約事 項審査会において確認すること により行った。 【事例 1】福岡空港周辺にお ける移転補償事業に係る建物調 査業務 2 箇所に点在する対象地を一 括発注することにより、入札参加 者は 10 者、予定価格 4,180 千円に対し落札価格 2,167 千円（落札率 51.8%）とな った。 【事例 2】福岡空港周辺にお ける移転補償事業に係る土地履 歴調査業務 3 箇所に点在する対象地を一 括発注することにより、入札参加 者は 8 者、予定価格 2,423 千円に対し落札価格 1,210 千円（落札率 49.9%）とな った。 〔(2). 仕様書、入札説明書、 入札参加資格要件及び公告期 間の継続的見直し〕 一般競争入札については、仕様 書に業務内容を可能な限り具体 的に記載して入札参加に必要な 十分な情報を提供することによ り、入札案件の競争性、公平性 及び透明性を高め、新規事業 者の参入促進に取り組んだ。 また、既存のルールを遵守し つつ、同業種区分内で複数の等 級を対象とする入札参加資格要 件（ランク）の緩和を行うととも に、業務内容や規模に応じて公 告期間を十分確保することによ り、競争性の確保に取り組んだ。 【事例 1】令和 6 年度 緑地造成 に係る測量及び設計業務（B19、 B84） 予定価格に対応する入札参加資 格要件が A 等級相当であったが、 競争性	＜評定と根拠＞ 全体評定：B 総合的に判断し、全体評価を B 評価とする。 （個別評定：B） 施工箇所の取りまとめにつ いては、発注時期が近く、複数 箇所に点在していても施工業 者に不利益とならない範囲で まとめて発注するなど合理的な 調達を行った結果、一定程度 競争性を確保することができ、 また落札価格を比較的安く抑 えることができた。 従前からの取組であることを 踏まえ、B 評価とする。 （個別評定：B） 一般競争入札について、入札 参加に必要な十分な情報の提 供や公告期間の確保、入札 参加資格要件の緩和、アンケ ート結果の反映等の取組によ り、入札案件の競争性、公平 性及び透明性を高めた。 従前からの取組であることを 踏まえ、B 評価とする。	評価	

				を高めるため B 等級も加えて入札を行ったところ、入札に参加した 2 者中 1 者が B 等級であった。 【事例 2】福岡空港周辺における移転補償事業に係る土地履歴調査業務 予定価格に対応する入札参加資格要件が B 等級相当であったが、競争性を高めるため A 等級も加えて入札を行ったところ、入札に参加した者 8 者中 5 者が A 等級であった。 さらに、従前より全ての入札説明書交付申請者に対しアンケートを依頼し、入札参加を見送った者の回答を中心に、入札参加資格要件や公告期間等の適切性を検証し、必要に応じて次回以降の発注時に反映させることとしている。 〔(3) 建設工事の発注における余裕期間制度の活用〕 建設工事の発注にあたっては、他の受注業務との工期の重複や作業員を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、余裕期間制度（※）を積極的に活用し、柔軟な工期の設定等を通じて作業員を確保できるようにした。 （※） 工期の 30%を超えず、かつ、4 ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度。 当機構では「任意着手方式」を採用し、当機構が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法とした。 令和 6 年度に一般競争入札により発注した緑地造成事業に係る建設工事において余裕期間制度を適用し、その結果 1 者応札や入札参加申請者のいない案件はなかった。 〔(4) 建設工事における技術者配置要件の緩和〕 他の受注業務との工期の重複や現場技術者を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省の通達に基づき、特定の要件を満たす場合に限り、営業所に常勤し	（個別評定：B） 建設工事の発注にあたり、余裕期間制度を積極的に活用し、他の受注業務との工期の重複や作業員を確保できないことによる入札参加の見送りの防止に努めたことで競争性が確保できた。 従前からの取組であることを踏まえ、B 評価とする。 （個別評定：B） 建設工事の発注にあたり、技術者配置要件の緩和を積極的に行い、他の受注業務との工期の重複や現場技術者を確保できないことによる入札参加の見送りの防止に努めたことで競争性が確保された。 従前からの取組であることを踏まえ、B	
--	--	--	--	---	---	--

				て専らその職務に従事することを要する営業所専任技術者が現場技術者を兼務できるようにした。 令和 6 年度に一般競争入札により発注した建設工事全てにおいて技術者配置要件の緩和を行い、その結果 1 者応札や入札参加申請者のいない案件はなかった。 〔(5). 測量及び設計業務における技術者要件の緩和〕 緑地造成事業に係る測量及び設計業務において、管理技術者及び照査技術者の要件に適合しないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省土木設計共通仕様書に基づき、従来有資格者のみであった技術者要件を緩和し、同等の能力と経験を有する技術者でも担えるようにした。 令和 6 年度に一般競争入札により発注した緑地造成事業に係る測量及び設計業務において技術者要件の緩和を行い、1 者応札や入札参加申請者のいない案件とはならなかった。 〔(6). 建設業界紙への入札公告情報掲載依頼の改善〕 入札公告情報の掲載依頼を、建設業界紙の全国紙 2 社及び九州地方紙 1 社に行い、入札公告情報のより一層の周知を図り、競争性の向上に努めた。 〔(7). 「調達等合理化計画」にない新たな取組〕 建築及び構築物の工事、設計、調査等に関する契約について、これまで契約期間は 1 事業年度以内としていたが、令和 11 年 3 月に予定されている機構の廃止に向け、今後騒音斉合施設に係る大規模改修工事が多数実施される予定であるため、当機構の関係規程の改正を行い、令和 7 年度契約から、複数年度契約方式（※）を導入し、柔軟な工期設定を可能とした。 （※）契約書において、予め複数年に渡る契約期間の始期と終期を定め、終期をもって契約を終了する旨を約定する方式。	評価とする。 （個別評定：B） 緑地造成事業に係る測量及び設計業務の発注にあたり、技術者要件の緩和を積極的に行い、管理技術者及び照査技術者の要件に適合しないことによる入札参加の見送りの防止に努めたことで競争性が確保された。 従前からの取組であることを踏まえ、B 評価とする。 （個別評定：B） 入札公告情報を掲載する建設業界紙を全国紙に依頼したことにより、九州地域以外を拠点とする業者にも周知することができ、更なる競争性の向上が図られた。 従前からの取組であることを踏まえ、B 評価とする。 （個別評定：B） 建築及び構築物の工事、設計、調査等に関する契約について、新たに複数事業年度の契約を可能とする仕組みを構築したことにより、工事の施工時期の標準化による効率的な修繕計画の実行を可能にするとともに、事業者の閑散期等における入札機会の拡大に寄与したことを踏まえ、B 評価とする。	
--	--	--	--	---	--	--

				■調達に関するガバナンスの徹底 〔(1). 随意契約に関する内部統制の確立<該当案件 100%点検>〕 当機構は、契約に際し「入札及び契約事項審査会」を開催している。審査会においては「調達に関する問題点がないか」、「よりよい入札にするための工夫ができないか」、「随意契約によらざるを得ない案件であるか」などについて、点検、確認を行う体制を構築している。 〔(2). 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組<内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催>〕 当機構は、理事長を委員長として内部統制を推進する内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組の推進、リスク管理の検討・審議等を行っている。 各委員会は年3回開催し、コンプライアンスに関する不祥事の発生を未然に防止する体制、業務毎に内在するリスク因子を事前に把握・検証する体制を構築している。 具体的な対応として、コンプライアンスにおいては、他の行政機関で発生したコンプライアンス違反事例の自由討論、コンプライアンス研修や自己点検を実施することにより不祥事発生の未然防止に取り組んだ。また、リスク管理においては、業務環境の変化に伴いリスク管理表や業務フローチャートを見直し、新たな不祥事発生のリスクが生じていないか検証した。	(個別評定：B) 「入札及び契約事項審査会」において調達内容や随意契約理由の妥当性等について、適切に検証が行われている。 他の独立行政法人ではすでに実施している取組であることを踏まえ、B評価とする。 (個別評定：B) 理事長のリーダーシップの下、各種委員会の運営によりPDCAが機能しており、また、研修等を開催することにより、組織内にコンプライアンス等の意識醸成が図られるなど、不祥事や不具合の発生の未然防止が着実に図られている。 計画通り実施したことを踏まえ、B評価とする。	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報